

出版物に関する権利検討委員会（仮称）  
第1分科会 第2回 議事録要旨

日時：2013年2月25日（月） 13：30～15：30

場所：集英社アネックスビル 8階 A81・A82 会議室

出席：あんびるやすこ（日本美術著作権連合）、伊藤真（ライツ法律特許事務所 弁護士）、植村八潮（専修大学文学部教授）、内田豊（日本楽譜出版協会）、落合早苗（日本ペンクラブ）、片寄聡（日本書籍出版協会）、幸森軍也（マンガジャパン）、佐藤隆信（日本雑誌協会）、瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）、高須次郎（日本出版者協議会会長）、高橋靖典（日本文藝家協会事務局長）、千葉洋嗣（日本漫画家協会）、永井祥一（日本出版インフラセンター専務理事）、野間省伸（日本電子書籍出版社協会）、細島三喜（日本電子書籍出版社協会）、正岡有希子（21世紀のコミック作家の会／弁護士）、山田健太（専修大学文学部教授）五十音順

陪席：村瀬拓男（弁護士）、柳与志夫（国立国会図書館）

オブザーバー：桶田大介（弁護士）、田中敏隆（日本雑誌協会）、本橋慎弥（日本楽譜出版協会）

配布資料：① 議事次第

- ② 出版物に関する権利をめぐる状況と権利設定の意味について
- ③ 第一分科会における論点の整理
- ④ 出版物の利活用に係る契約に関する環境整備

司会進行：山田健太

議事要旨：

- ◎ 本日は非公開の分科会とする。委員会の名称の変更については、本委員会を経ていないのでまだ仮称だが、連絡等はこの仮称で進める。
- ◎ 名称を検討したのは評価できる。しかし法案をまとめた時に「この法案は、広く権利者に意見を聞いて作りました。そのヒアリングは何月何日（委員会の日付）でした」というアピールに委員会が使われるのを恐れている。
- ◎ アピールのためのものではない。法制化するための手段としての委員会ではないことを理解してほしい。

- ◎ この委員会では、出版界の問題について具体的な話を聞かせてもらいたい。著作権者の権利を守るための裏づけが欲しいからこそ活動している。時間は少ない。インターネット上の著作権の侵害は拡大すると引き戻せない。
- ◎ 電子書籍の時代に入り、新しいビジネスモデルがたくさん出てくる。著作者の手を煩わせることなく、出版者が新ビジネスモデルに物申す権利を持つ、それが「出版物に関する権利」が必要だという理由だ。
- ◎ 出版者は「権利の必要性」として、当初は電子書籍普及や海賊版対策を掲げていたが、本音は違う。巨大プラットフォームが作家と直に交渉して、出版社が中抜きされたくない。アマゾンキンドルに電子書籍を売るときに、自分が主体になりたい、それが本音では？ では（出版者が主体になることが）著作者と出版者の双方にとってメリットがあるのか、その疑問を解消したい。
- ◎ 出版者に権利を与えれば著作者が損をする、という議論が交わされているが、著作者と出版者は、本来共存共栄のはず。著作者は出版者に何らかの権利を付与したほうが合理的だと考えていると思っていた。たくさんの著作者の権利を出版者がまとめて処理するのは合理的だし、逸失利益が戻るから著作者にとってはうれしいこと。問題はつまり出版者をどう働かせるか、だ。
- ◎ 著作者には出版者を乗り換える自由が保障されなければならない、そしてそのためには著作者が原稿を持っている必要がある。
- ◎ 漫画家についていえば、原稿は現状では返却している。しかし塩漬けを恐れる漫画家もいるから、返却を明示したほうがいだろう。一方でスペースがないという理由で出版者に預けている漫画家もいる。だからきちっと契約すべきだ。
- ◎ 出版者と著作者の組み合わせによって契約は違うので、いろいろなケースがありうる。絶版や品切重版未定になったらデータを著作者に返す、ということもある。原版を出版者から引取るなら、出版者は対価の請求が可能、ということもある。しかし、どれも契約にすべきことだ。
- ◎ 著作者と出版者、出版者と印刷会社間での契約が大切だと感じた。
- ◎ 印刷所には中間生成物の権利がある、と判例がある。印刷所の発想は「紙ならば印刷物（電子書籍なら完パケデータ）を出版者に納入することが印刷所の義務だが、中間生成物の管理処分権は印刷所にある」というもの。マスターデータの所在、管理処分権、利用について印刷所と出版者と著作者の間に合意が必要だ。
- ◎ 出版者と著作者が複数集まって同じテーブルを囲む機会が今までなかったことをふまれば、みんなのコンセンサスになっていると考えられることと、さらに議論が必要なことがある。
- ◎ 隣接権の付与に対して著作者が感じている不安は取り下げられないが、出版者の主張の根底にあるものを著作者も汲み取るべきか、と感じている。契約の推進には著作者も責任をもって対応する。自分は個別契約で問題に対応できると思うが、本当にそれでいいのか話し合いたい。隣接権問題はその先にあると考える。

以上